結城市ふれあい配食サービス事業委託事業者募集要項

1　事業の趣旨

食の自立支援の観点から食事の調理が困難な高齢者に配食サービスを提供することにより、高齢者の自立と生活の質の確保を図り、高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。

2　応募条件

結城市ふれあい配食サービス事業の受託申請ができるものは、事業の趣旨に賛同し、次に掲げる条件を満たす事業者とする。

（１）調理から配達及び安否確認の一連の業務を事業者の責任によって実施できること。
（２）食品衛生法による飲食店営業許可その他が必要な場合はその許可を受けていること。
（３）高齢者向けの栄養バランスの取れた食事が提供できること。
（４）契約期間内は継続して事業を実施できること。
（５）次のいずれにも該当しないもの。

ア　事業者の代表者等（法人の場合は、非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者をいう。）が、結城市暴力団排除条例（平成２４年条例第３号）第２条に規定する暴力団員または暴力団員等に該当する者

イ　市税等を滞納している者

3　事業名称

結城市ふれあい配食サービス事業

4　事業内容

食事の調理が困難な市内在住の高齢者等に宅配により手渡しで昼食を提供するとともに、利用者の安否の確認を行う。なお、異常が認められたときは、速やかに関係機関へ連絡を行う。

5　委託期間

当該年度末まで

6　配達範囲

結城市ふれあい配食配達区域図（別紙１）を基に、結城市内全域又は希望する配達区域を選択し、配達を行う。

7　委託料及び利用料

（１）委託料は次に掲げる提供方法ごとに定め、市負担分を委託料として支払うものとする。当該月の翌月払いとし、１食あたりの市の委託料に当該月の配食数を乗じた金額を口座振込とする。

ア　市の貸与する専用容器により、栄養士又は管理栄養士の作成した献立に基づき調理された食事を提供する方法の委託料については、４５０円とする。

イ　委託事業者が用意するディスポーザブル容器により、通常の食事を提供する方法の委託料については、３００円とする。

（2）利用料

事業に係る費用から、市の委託料を差し引いた金額を利用者から直接徴収するものとする。

8　事業実施方法

（1）管理運営業務

委託事業者は、本業務を行うに当たり、安全かつ適切な配食サービスが実施されるよう努めること。

ア　緊急時等の対応

委託事業者は、配食利用者の健康状態の変化等利用者に関すること及び調理・配達時の事故等、配食に関することに対し、速やかに対応し、必要に応じて関係機関へ連絡等を行える体制を整えること。

万が一、事故等による営業停止の指導を受けた場合には代替事業者の確保等は委託事業者の責任において体制を整えること。

イ　業務の報告

委託事業者は、毎月の業務遂行状況を記録としてまとめ、翌月１５日までに結城市に報告しなければならない。業務の報告内容については次のとおりとする。

(ア) 月の利用者、配食内訳、配食数を集計して報告すること。

(イ) 異状等による緊急対応を要した利用者については、その経過、原因、対応結果を記録し報告すること。

(ウ) 献立表を作成し、利用者に配付する５日前までに提出すること。

なお、献立表には各１食当たりのカロリー及び栄養成分を明記すること。

ウ　再委託の禁止

当該委託業務に係るすべてを自ら行うものとし、事故等による営業停止の指導を受けた場合を除き第三者に対し、業務の一部又は全部の実施を委託してはならない。ただし、事前に届出があった場合は、この限りでない。

エ　利用料の徴収

委託事業者は、利用料の徴収を行うに当たっては、これを適正に行うこと。なお、集金は配達時に毎回行うことを原則とするが、利用者の都合により徴収方法を調整することは差し支えない。

（2）調理業務

ア　栄養士又は管理栄養士が作成した献立に基づき、必要に応じて栄養士又は管理栄養士の助言・指導を受けて調理を行うこと。ただし、ディスポーザブル容器により食事を提供する場合には、この限りではない。

イ　献立は、高齢者の健康や味覚にあったメニューを工夫し、栄養のバランス、嗜好を考え合わせたものとすること。

ウ　献立に季節感を取り入れること。

エ　高齢者の咀嚼力の低下及び消化吸収能力の低下を考慮すること。

オ　調理に当たっては、関係法令に定める衛生基準を遵守すること。

（3）配達業務

ア　調理完了後２時間程度を目標に昼食の時間帯までに配達を行うとともに、声かけを行い、利用者の健康状態を確認すること。なお、利用者の健康状態に変化等があったときは、委託事業者が作成した緊急事対応体制連絡表に基づき連絡を行うこと。

イ　配達中の温度管理等、食品の安全性を常に配慮し、事故が起こらないよう注意すること。

9　提出書類

（1）結城市ふれあい配食サービス事業受託申請書（別紙２）
（2）会社概要（人員体制図がわかるもの）
（3）食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し（許可が必要な事業を行っている場合）
（4）提供する弁当（案）の写真及び献立表
（5）誓約書（別紙３）

10　申請書等の提出方法等

（1）提出期間

随時
午前８時３０分から午後５時１５分まで　※土・日・祝日を除く

（2）提出方法

結城市役所介護福祉課窓口へ持参　※郵送不可

（別紙１）

結城市ふれあい配食配達区域図

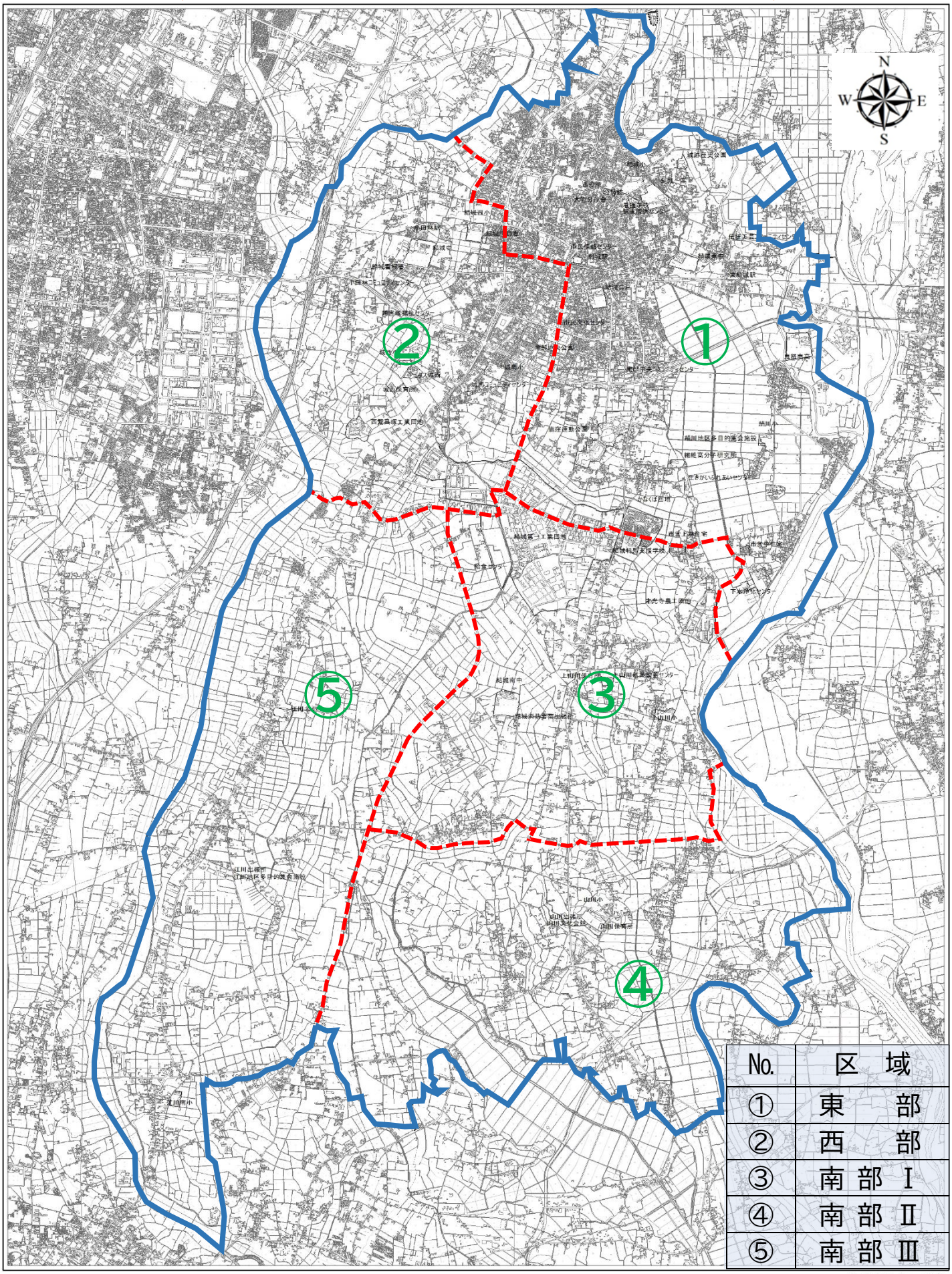

No.	区　域
①	東　部
②	西　部
③	南部Ⅰ
④	南部Ⅱ
⑤	南部Ⅲ

この地図は平成31年3月作成の1：10,000 結城都市計画図より縮小編集したものである。

1:25,000

0　250　500　1000　1500　2000 m

株式会社パスコ調製

（別紙２）

年　　月　　日

結城市長　　様

（申請者）
住　　所
事業者名
代表者名

結城市ふれあい配食サービス事業受託申請書

結城市ふれあい配食サービス事業を受託したいので、必要書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>事業所名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>配食開始日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>配達区域</td><td colspan="4">☐ 市内全域
又は
☐ 東部 ・☐ 西部 ・☐ 南部Ⅰ ・☐ 南部Ⅱ ・☐ 南部Ⅲ
※希望する区域に☑を記入</td></tr>
<tr><td>配食可能曜日</td><td colspan="4">☐ 月 ・ ☐ 火 ・ ☐ 水 ・ ☐ 木 ・ ☐ 金 ・ ☐ 土
※希望する曜日に☑を記入</td></tr>
<tr><td>配食可能数</td><td colspan="4">１日当り＿＿＿＿　食</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連　絡　先</td><td>TEL</td><td></td><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>e-mail</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

【添付書類】
１　会社概要（人員体制図がわかるもの）
２　食品衛生法に基づく飲食店営業許可書の写し（許可が必要な事業を行っている場合）
３　提供する弁当（案）の写真及び献立表

（別紙３）

年　　月　　日

結城市長　　様

住　　所
事業者名
代表者名
（自署）

誓約書

私は、結城市ふれあい配食サービス事業受託申請書を提出するにあたり、下記の事項について誓約します。

記

○誓約事項

１．結城市暴力団排除条例（平成２４年結城市条例第３号）第２条第１号から第３号までに規定するものに該当せず、また、将来においても該当しない。

２．市税等の未納はない。

３．受託申請の審査に当たり、私に関する市税等の納付状況その他必要な事項について貴職が調査を行うことに同意する。